

旭医大達第74号  
令和5年4月18日

旭川医科大学保健管理センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学保健管理センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学保健管理センター規程（平成16年旭医大達第109号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第<u>24</u>条第2項に基づき、旭川医科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は令和5年4月18日から施行し、改正後の第1条の規定は令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p>	<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第<u>25</u>条第2項に基づき、旭川医科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p>